

2018年8月10日

再エネ契約締結から連系せずに長期間経過しているお客さまへ

平素は、弊社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、「FIT法^{*1}」に基づく低圧の再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約を締結したものの、長期に渡り連系を開始していない契約が増加傾向にあります。本来、連系までの事業計画が定まった上で契約すべきところ、こうした実態を伴わない契約の規模が大きくなってしまったことで、系統設備の運用管理に支障をきたす可能性が高まって参りました。つきましては、「法令等^{*2}」および「要綱^{*3}」の定めを踏まえ、該当の契約に対し下記のとおり取り扱うことといたしましたので、ご理解いただきますようお願いいたします。

※1 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」

※2 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」および「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則」

※3 「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」および「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱（低圧）」

記

1 具体的取扱い

ご契約の締結から1ヶ月以上経過し、工事費負担金のご入金を確認できていない契約に対し、今後の事業開始予定について改めて書面でご確認させていただきます（9月上旬から順次送付予定）。事業開始予定が立たない場合は、書面に記載の期日までに管轄事業場へ契約解除（申込取下げ）のご連絡をいただきますようお願いいたします。

期日までにご連絡がない場合は、事業開始予定があるものと判断させていただき、改めて工事費負担金をご請求させていただきます。なお、その際のお支払い期限については、ご請求の日から1ヶ月とし、期限内にお支払いいただけない場合は支払期限日の翌日付で再エネ契約を解除すると共に、再エネ契約に関連する需給契約の申込についても、廃止もしくは申込取り消しの意思表示がなされたものとみなし、取り消しとさせていただきます。

す。

書面はダイレクトメールにてお申込み者（電気工事店さま等）へ送付させていただきますので、契約者さまのご意向を確認いただきますようお願いいたします。

2 ご留意事項

(1) 今後新規にいただくお申込について

今後契約を締結する際にご請求する工事費負担金について、期限内（ご請求の日から1ヶ月）にお支払いただけない場合には、期限日翌日付でご契約を解除いたします。

なお、工事費負担金のご請求は受給（接続）契約締結と同時に行いますので、事業計画を十分にご検討のうえお申込みいただきますようお願いいたします。

(2) 契約解除後の再申込について

契約が解除となった場合、当該契約に基づく認定では系統へ連系いたしかねます。連系を希望される場合には、改めて当社にお申込みいただき、連系可否などの技術検討を行った上で新たに契約を締結いたします。その後、認定の変更手続きが必要となりますが、この際、適用単価は変更認定日が属する年度の単価となりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

以 上